

[別紙1]

「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費 補助金補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (採択通知に記載された期日まで)

○下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始 → 着手届提出

○着手届の提出は必要ありません

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先までメール、郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 実績報告書の作成

※事業の完了とは補助対象経費の支払いがすべて完了した日です。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い 提出書類:口座振込依頼書

資料提出・問い合わせ先

商工労働部兼農林水産部・食のみやこ推進課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
TEL 0857 - 26 - 7836
メール syokunomiyako@pref.tottori.jp